

公立大学法人島根県立大学における重要な財産を定める条例

公立大学法人島根県立大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産（土地については、1件2万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。